○自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準の一部を改正する告示（同二四一）
○被害者保護増進等事業に必要な費用に充てる自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める告示（同二四二）
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件（環境一四）

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）
内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）
内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則（同）

本号で公布された法令のあらまし

一六六

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第八六号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六四人とすることとした。（第六条第三項関係）
2　この政令は令和五年四月一日から施行することとした。

一六七

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令（政令第八七号）（デジタル庁）

1　デジタル庁に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第二条関係）
2　デジタル庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三条関係）
3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

一六八

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（内閣府本府）

1　本府に置かれる政策統括官の定数を改めることとした。（第一条関係）
2　大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務の一部を政策統括官の職務に移すこととした。（第二条、第三条及び第一四条関係）
3　大臣官房に置かれる審議官及び参事官並びに本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第八条第六項、第九条第三項及び第二〇条第三項関係）
4　子ども・子育て本部を廃止することとした。（第四章第七節関係）
5　総合海洋政策推進事務局に置かれる次長の定数を改めることとした。（第五六条第一項関係）
6　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすることとした。（附則第二項関係）
7　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第八九号）（消費者庁）

1　参事官の定数を変更することとした。（第三条関係）
2　消費者政策課及び消費者制度課の所掌事務を変更することとした。（第六条及び第七条関係）
3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（内閣官房）

1　令和五年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第九一号）（法務省）

1　出入国在留管理庁に参事官一人を増設することとした。（第七一条及び附則第五項関係）
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第九二号）（文部科学省）

1　研究開発局参事官の設置期間について、令和八年三月三一日までとすることとした。（原始附則第一〇項関係）
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第九三号）（国土交通省）

1　総合政策局の所掌事務の一部を大臣官房の所掌事務とし、総合政策局公共事業企画調整課及び大臣官房技術調査課の所掌事務を変更することとした。（第三条、第四条、第三〇条及び第四七条関係）
2　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）
3　北陸地方整備局に副局長一人を置くこととした。（第二〇八条関係）
4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第九四号）（防衛省）

1　近畿中部防衛局管理部を廃止することとした。（第一六七条関係）
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（政令第九五号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、生活保護法に規定する日常生活支援住居施設を設置し、又は経営する労働者協同組合等を追加することとした。
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）
2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（法務省）

1　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、承認申請に係る土地の一筆ごとに一万四、〇〇〇円とすることとした。（第三条関係）
2　この政令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行の日（令和五年四月二七日）から施行することとした。

◇都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）（国土交通省）

1　民間事業者が協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業及び民間事業者が民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタール以上とすることとした。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次に